輸出管理における
税関の役割

討論のテーマ

- 法的根拠
- 輸出申告書、通関検査、輸出管理
- 禁止・規制
- 税関による輸出管理

法的根拠

- 通関に関する法律1995年第10号及びその改正法2006年第17号
- 輸出部門の通関規定に関する財務大臣規定第145/PMK.04/2007号及びその改正である財務大臣規定第148/PMK.04/2011号
- 輸出部門の通関の実行方法に関する税関総局長規定第P-40/BC/2008号及びその最新の改正である第P-27/BC/2010号
- 輸出通関申告書に関する税関総局長規定第No. 41/BC/2008 号及びその最新の改正である第PER-18/BC/2012号
- 禁止品・規制品の輸出入に対する管理に関する財務大臣規定第161/PMK.04/2007号
- 関連機関によるその他の各規定（禁止品・規制品規定）

輸出申告書（PEB）

輸出業者は、輸出申告書を使用して積荷通関事務所へ輸出する物品を申告しなければならない。

輸出申告書には以下を添えること。

- インボイス及びパッキングリスト
- 輸出税が課税される輸出品については、輸出税（BK）納税証明書
- 関連機関により条件付けられている書類（禁止品・規制品規定）

通関検査

輸出品に対して書類検査が行われる

特定の場合においては、輸出品の現物検査が行われることがある

- ❑ 再輸入の予定のあるもの
- ❑ 輸入時に再び輸出することが目的であるもの
- ❑ KITE優遇措置（輸出目的の輸入品に対する優遇措置）を得ているもの
- ❑ 輸出税が課されるもの
- ❑ 税務総局からの情報に基づくもの
- ❑ 情報成果メモ（NHI）

輸出部門における監視

- ❑ 情報活動
- ❑ ガンマ線走査

情報活動の成果:

- ❖ 情報成果メモ（NHI）;
- ❖ 措置;
- ❖ パトロール

禁止品・規制品（Lartas）

輸出禁止品:
輸出が許可されない物品

輸出規制品:
輸出業者、輸出品の種類・数量が規制される物品

輸出禁止品・規制品のリストは、インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（National Single Window 、INSW）のポータルサイトを通じてアクセスすることができる。

輸出禁止・規制規定にどのように対応するか

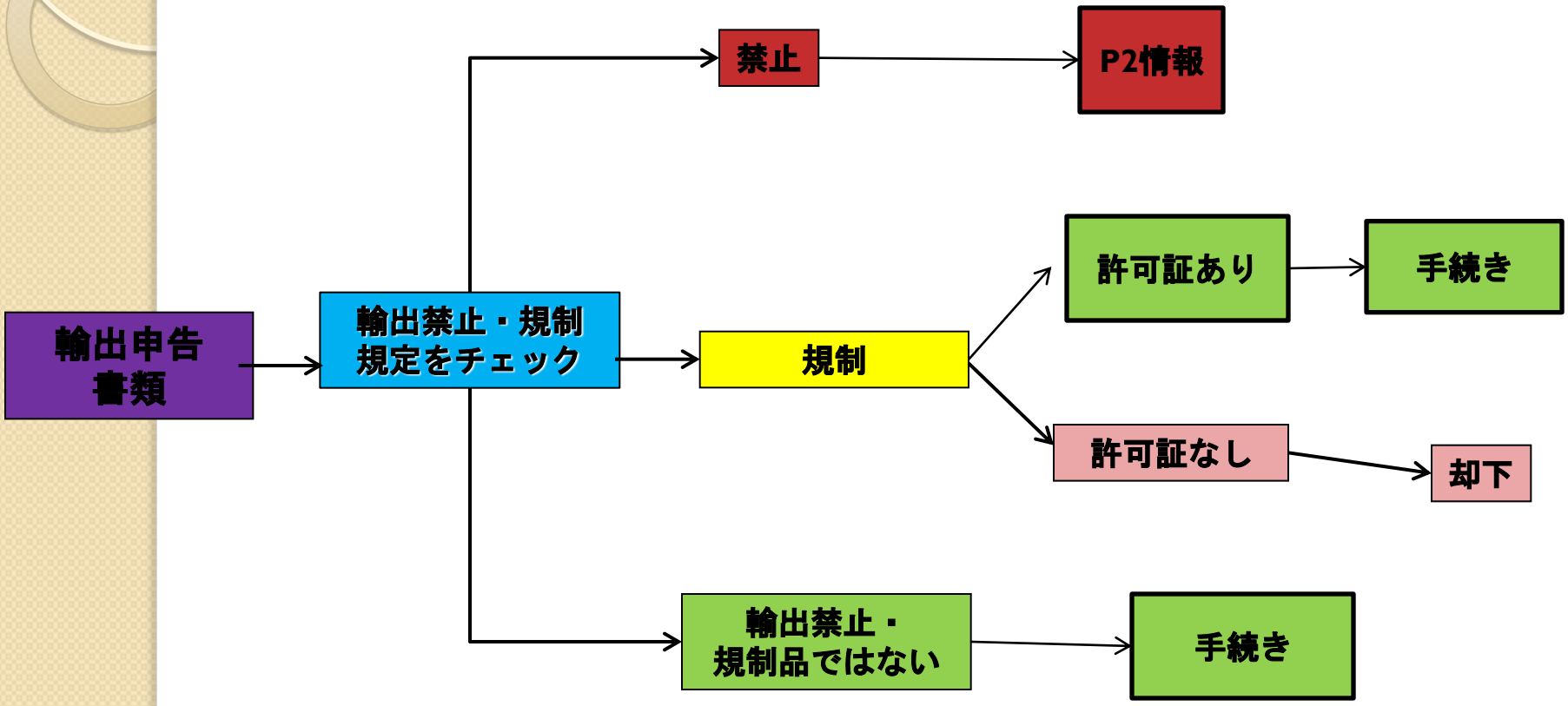

戦略物資と危険物

戦略物資と危険物は、輸出禁止・規制（Iartas）システムにまだ組み込まれていない!!!!

輸出管理

戦略物資

危険物

輸出禁止・規制品
として組み込む

税関による輸出管理

省/ 機関

戦略物資・危険物の規定の発行

規制

禁止

許可証

税関システム
“Lartas”
（禁止・規制）

通関技術局
輸出副局

電話：021-4890308 内線215、216
Fax：021-4891469
Eメール：subdit.ekspor@gmail.com

ありがとう ございました